

# 平成27年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成28年2月16日（火）

午後6時30分から午後8時30分まで

場所：横浜市開港記念会館 2階6号室

## 次 第

### 1 委員紹介

### 2 議 題

- (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名
- (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名
- (3) 幹事の任命

### 3 報 告

- (1) 地域包括ケアシステムの構築について **【資料3】**
- (2) 生活困窮者自立支援制度の動向について **【資料4】**
- (3) 障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について **【資料5】**
- (4) いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について **【資料6】**

### 4 その他

#### 《配付資料》

**【資料1】** 横浜市社会福祉審議会について及び根拠法令等抜粋

**【資料2】** 委員名簿・事務局名簿

**【資料3】** 地域包括ケアシステムの構築について

**【資料4】** 生活困窮者自立支援制度の動向について

**【資料5】** 障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について

**【資料6】** いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について

**【資料7】** 平成28年度健康福祉局予算（案）について

## 横浜市社会福祉審議会について

## 1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

## 2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

## 3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	10 人
学識経験のある者	9 人

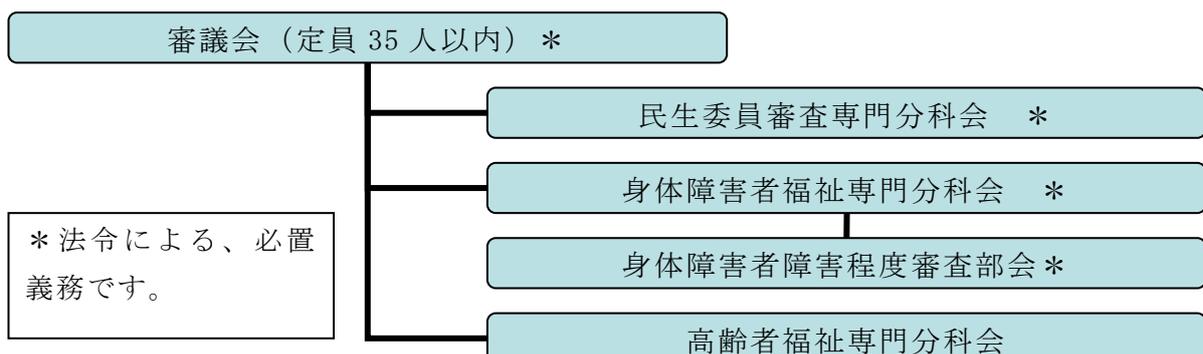
（参考）社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

## 4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 28 年 1 月 12 日～平成 31 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

## 5 組織（専門分科会及び審査部会）



## 6 これまでの審議会の開催状況

(平成26年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成25年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

## 7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	名
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平2. 4. 27	平4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22. 8. 13	平23. 3. 7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	

## 社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日  
法 律 第 4 5 号

## 第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

**第七条** 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

**第八条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

**第九条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

**第十条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

**第十一条** 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

**第十二条** 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

**第十三条** この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日  
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

**第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法\*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

**第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

# 横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

**第 1 条** この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

**第 2 条** 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

**第 3 条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

**第 5 条** 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

**第 6 条** 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第 7 条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

**附 則**(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

# 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日  
最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを

定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

# 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

## 横浜市社会福祉審議会委員名簿

(任期：平成28年1月12日～平成31年1月11日)

(敬称略)

	氏名	団体
市会議員	1 関 勝則	市会健康福祉・医療委員会 委員長
	2 中島 光徳	市会健康福祉・医療委員会 副委員長
	3 川口 たまえ	市会健康福祉・医療委員会 委員
社会福祉事業従事者(五十音順)	4 小倉 徹	横浜市福祉事業経営者会会長
	5 小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター長
	6 坂田 のぶ子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長
	7 佐々木 ひろし	横浜市社会福祉協議会会長
	8 鈴木 ひろまさ	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長
	9 高山 健	横浜知的障害関連施設協議会会長
	10 中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長
	11 野川 としえ枝	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人
	12 長谷川 まさよし	横浜市民生委員児童委員協議会会長
	13 早坂 ゆみこ	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長
学識経験者(五十音順)	14 川島 みちよ	横浜弁護士会 弁護士
	15 岸 えみこ	東邦大学看護学部教授
	16 白井 たかし	横浜市医師会会長
	17 新保 みか	明治学院大学社会学部教授
	18 畠山 たくや	神奈川新聞社統合編集局報道部次長
	19 早川 ようこ	横浜市労働組合連盟執行副委員長
	20 平井 あきら	横浜市身体障害者団体連合会理事長
	21 横井 まさみ	横浜市町内会連合会顧問
	22 渡部 まさたか	横浜国立大学教育人間科学部教授

## 横浜市社会福祉審議会事務局名簿【27年度】

1	健康福祉局長	こいぶち しんや 鯉渕 信也
2	保健所長（担当理事兼務）	とよざわ たかひろ 豊澤 隆弘
3	健康福祉局 担当理事（保健医療医務監）	みずの てつひろ 水野 哲宏
4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	めんどり かずとみ 妻鳥 一富
5	健康福祉局 企画部長	すぎもと ひでかず 杉本 英和
6	健康福祉局 地域福祉保健部長	なかい くにお 中井 邦雄
7	健康福祉局 生活福祉部長	もとよし きわむ 本吉 究
8	健康福祉局 障害福祉部長	さいとう きよし 齋藤 聖
9	健康福祉局 高齢健康福祉部長	ほそかわ てつし 細川 哲志
10	健康福祉局 健康安全部長	たなか やすし 田中 靖
11	健康福祉局 担当部長 （こころの健康相談センター長）	しらかわ のりひと 白川 教人
12	健康福祉局 総務課長	たきざわ かずや 瀧澤 一也
13	健康福祉局 職員課長	なかじま たかお 中島 隆雄
14	健康福祉局 企画課長	うじいえ りょういち 氏家 亮一
15	健康福祉局 福祉保健課長	きくち たかし 菊池 孝
16	健康福祉局 地域支援課長	いのうえ ひろき 井上 弘毅
17	健康福祉局 生活支援課長	きりゆう てつお 霧生 哲央
18	健康福祉局 障害企画課長	やまだ ひろし 山田 洋
19	健康福祉局 障害福祉課長	かみじょう ひろし 上條 浩
20	健康福祉局 障害支援課長	きみわだ たけし 君和田 健
21	健康福祉局 高齢健康福祉課長	まつうら じゅん 松浦 淳
22	健康福祉局 高齢健康福祉課 地域包括ケア推進担当課長	さとう あきこ 佐藤 亜希子
23	健康福祉局 高齢在宅支援課長	かや まゆみ 賀谷 まゆみ
24	健康福祉局 介護保険課長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔
25	健康福祉局 保健事業課長	もぎ じゅんいち 茂木 潤一

## 地域包括ケアシステムの構築について

### 1 背景

横浜市では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年には、要介護認定者が現在の約 1.5 倍に、在宅医療対象者が約 1.7 倍になると見込まれています。

こうした状況に対応するため、横浜市では、2025 年までに、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を日常生活圏域ごとに構築していきます。

これまで、1991（平成 3）年から本市独自施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開しています。さらに、地域福祉保健計画においては区別・地区別計画を策定・推進するとともに、健康寿命日本一を目指して健康づくり・介護予防を進めるなど、地域包括ケア先進都市として、地域の皆様と暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

### 2 地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化等の取組について

今回介護保険法改正により、要支援者の訪問介護・通所介護サービスが、介護保険の予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。横浜市では、平成 28 年 1 月から総合事業への移行を開始し、多様なサービスを順次整え、平成 29 年 4 月から本格実施する予定です。

総合事業の本格実施に向けた準備を進めるため、区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、区、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の体制を強化し、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させていきます。

#### （1）生活支援体制整備事業 《健康福祉局予算概要 P12》

##### ア「生活支援コーディネーター（仮称）」の配置

区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置し、平成 29 年 4 月の総合事業の本格実施に向けて、生活支援・介護予防の充実した地域づくりに取り組んでいきます。

「生活支援コーディネーター（仮称）」は、既に地域で活動されている団体を始め、NPO、民間企業など多様な主体と連携し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めていきます。

##### ① 第 1 層：区域

区社会福祉協議会に 1 名ずつ配置。主に広域で活動する団体等（NPO・民間事業者等）と連携し、日常生活圏域では対応が困難なニーズに対応し、区域内のサービス（支援）の充足を図る。

##### ② 第 2 層：日常生活圏域

地域ケアプラザ等に 1 名ずつ配置。これまでの地域活動支援をベースに、主に地域で活動する団体等（自治会町内会・ボランティア団体等）と連携し、日常生活圏域のサービス（支援）の充足を図る。

##### イ 協議体の設置

多様な支援主体間の定期的な情報共有及び連携強化の場として、区と生活支援コーディネーターが協力して、協議体を設置します。

##### ○ 主な役割

- ・ 地域ニーズの把握（課題の明確化）
- ・ 地域課題の意識共有（担い手の拡大）
- ・ サービス（支援）充実のための具体的取組内容の企画・立案
- ・ 事業方針や区目標の共有

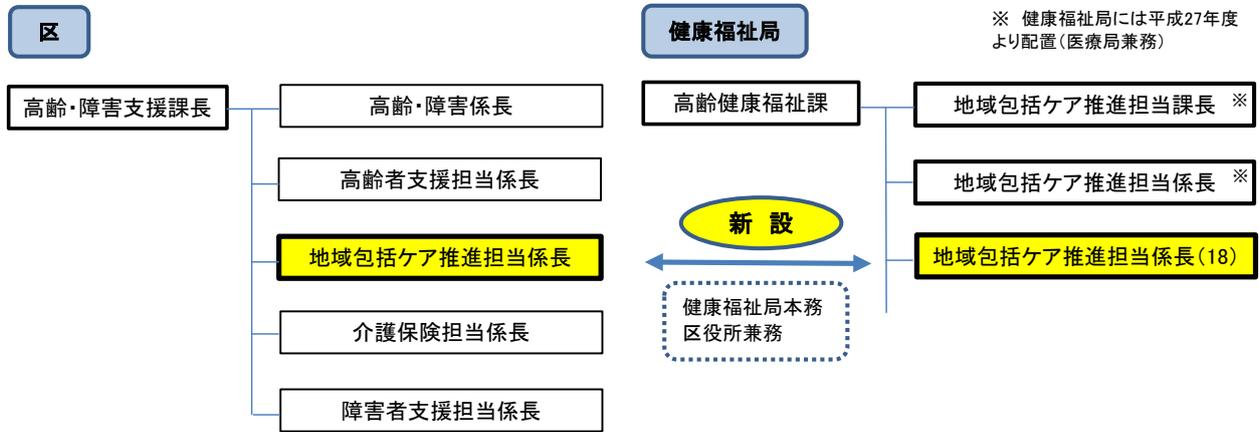
(2) 区の体制強化

各区高齢・障害支援課に、「地域包括ケア推進担当係長」を配置します。

＜健康福祉局高齢健康福祉課地域包括ケア推進担当係長

(〇〇区高齢障害・支援課地域包括ケア推進担当係長兼務)＞

区レベルでの地域包括ケアシステム構築・推進の全体調整、在宅医療・介護連携の推進、第1層・第2層の生活支援コーディネーター（仮称）の総合的支援等に取り組みます。



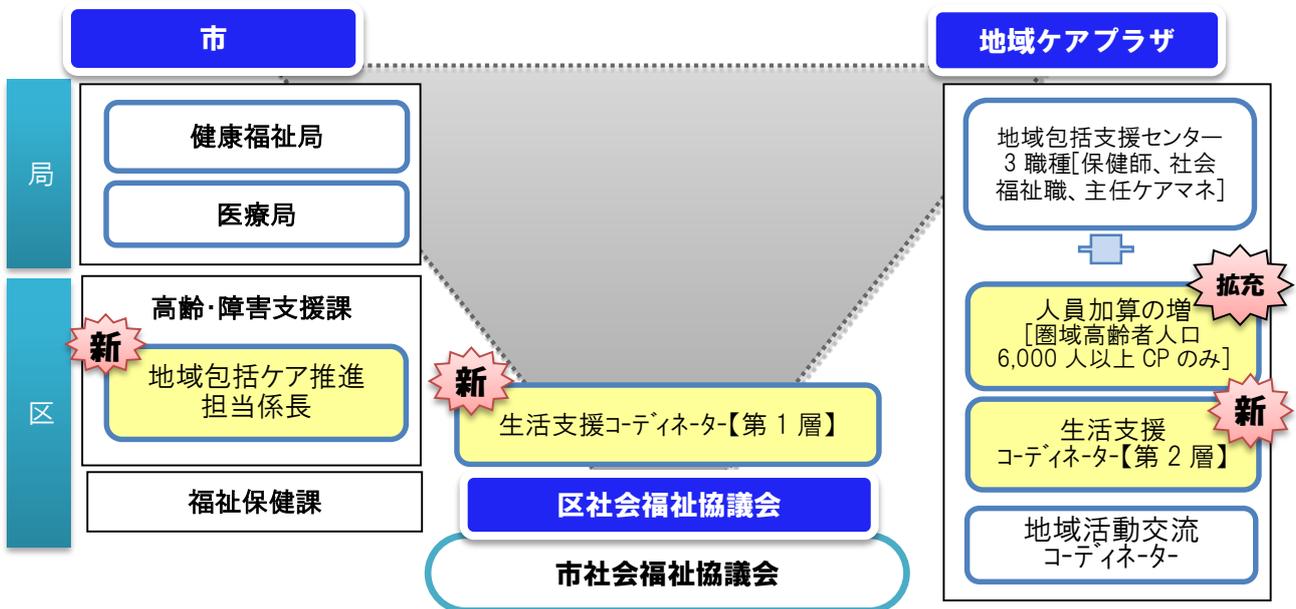
(3) 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の体制強化 <<健康福祉局予算概要 P12>>

地域包括支援センター3職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）について、圏域の高齢者人口が6,000人以上の施設における人件費加算の基準を見直し、職員を増員します。（高齢者人口6,000人の場合、標準配置の3人に加えて1人加配。以降、高齢者人口が3,000人増えるごとに1人ずつ加配。）

(4) 「地域包括ケア推進指針（仮称）」の策定 <<健康福祉局予算概要 P10>>

地域包括ケアシステムの構築は、市町村が地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。構築にあたっては、介護、医療、介護予防など幅広い分野にわたることから、多くの関係者の方々の協力が不可欠です。そのため、関係者間で共有するための行動計画として、「地域包括ケア推進指針（仮称）」を策定し、地域包括ケアシステムの目指す姿や目標、取組項目などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携をより深めながら、地域包括ケアを進めていきます。

【地域包括ケアの推進体制強化の全体像】



## 生活困窮者自立支援制度の動向について

### 1 制度概要

#### (1) 生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）

- ・生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体系を創設するもの
- ・生活保護のような現金給付の制度とは異なり、自立に向けた「人的支援」の提供が中心

#### (2) 制度の目指す目標

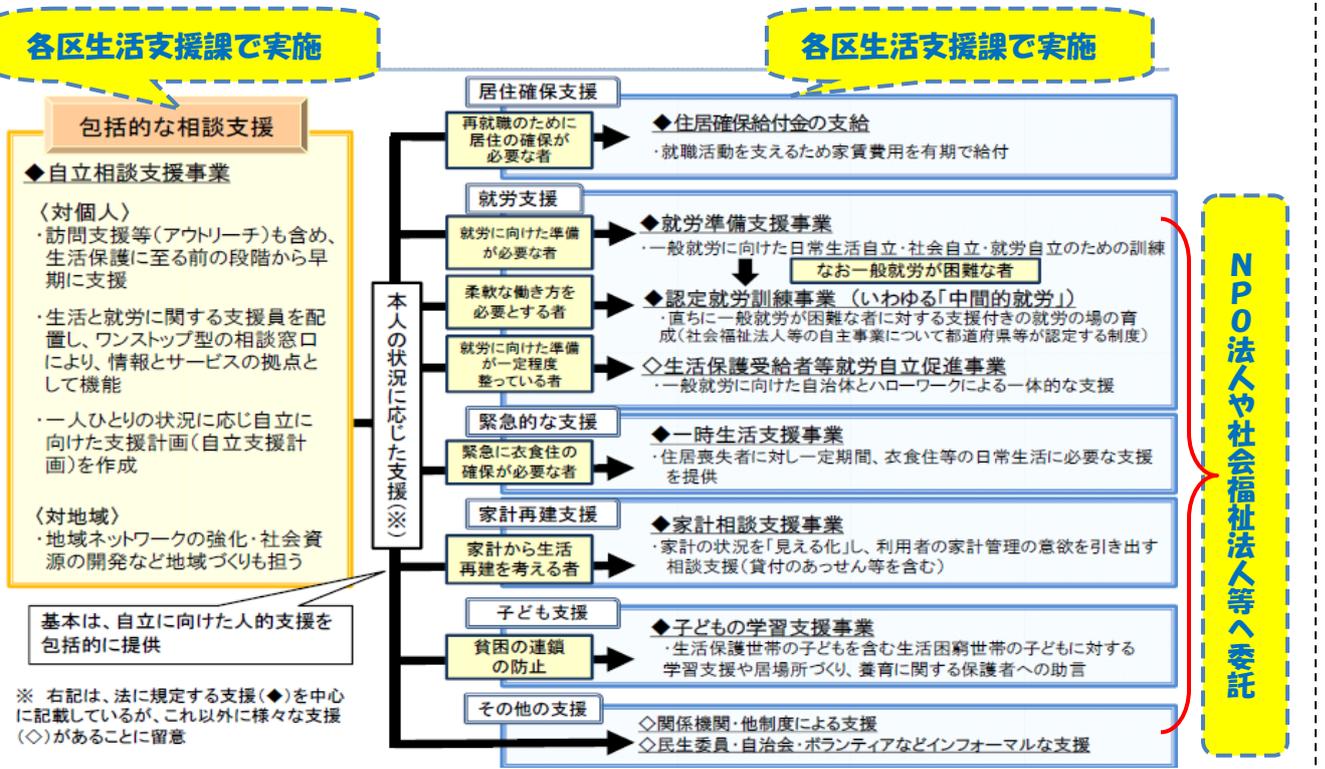
##### 「生活困窮者自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

⇒ 複合的な課題を抱え、これまで支援の狭間にあった方々を対象とした制度であり、相談窓口ではできる限り幅広く対応していくことが求められている。

#### (3) 本市の対応

- ・相談窓口を自治体直営とし、18区役所の生活支援課に専任の社会福祉職及び自立相談支援員(嘱託員)を配置し、生活保護制度と一体的に運用
- ・就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援という、法律上は自治体の裁量とされている4つの任意事業を、施行当初から全て実施

### 【参考】支援体系と本市の対応



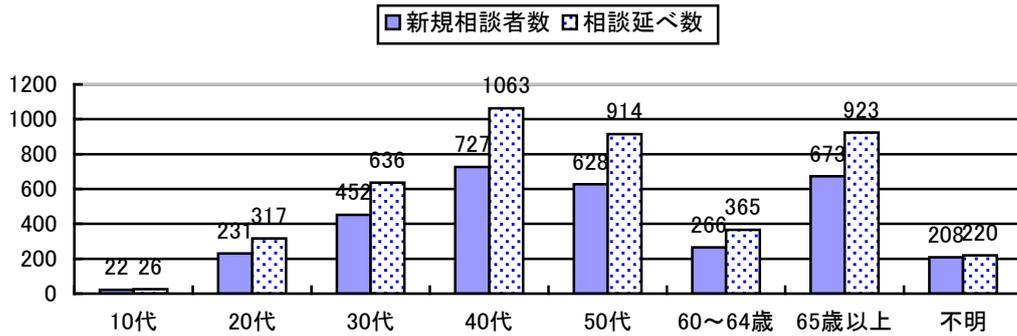
## 2 実施状況（27年4月～12月）

### （1）相談者の状況・傾向（18区生活支援課分）

ア 新規相談者数：3,207人

- ・男女比は概ね2：1、世帯構成は単身世帯と複数世帯が1：2
- ・年代別では40代・50代が多いものの、65歳以上の相談者も多い

〈相談者の年代別内訳〉



	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上	不明	計
新規相談者数	22	231	452	727	628	266	673	208	3,207
相談延べ数	26	317	636	1063	914	365	923	220	4,464

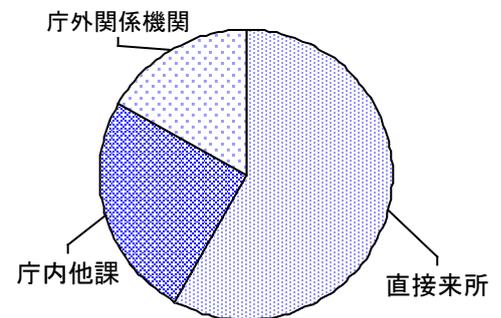
イ 本市の取組の特色

#### ・円滑な庁内連携による相談者の早期把握

⇒ 直営の相談窓口ならではのメリットを活かした税務課や保険年金課などの庁内各課との連携による速やかな支援の提供

〈新規相談経路の内訳〉

	人数	比率
新規相談者数	3,207人	100%
直接来所	1,858人	57.9%
庁内他課	802人	25.0%
（うち税務課・保険年金課）	（484人）	（15.1%）
庁外関係機関 （ハローワーク・区社協等）	547人	17.1%



## (2) 支援の状況

### ア 支援申込者

- ・新規相談者のうち約3割の方（915人）が支援を申込み
- ・ジョブスポット<sup>(※)</sup>等での就労支援などのほか、多重債務の整理や家計収支の改善に向けて家計相談支援を継続している事例 など

(※)ジョブスポット：ハローワークの一体実施の窓口。本市では27年度末までに18区全ての区役所に設置

### イ 本市の取組の特色

#### ・ジョブスポットとの連携による就労支援

⇒ 27年4月の制度開始以降、一般就労を目指して就労支援を受けた方のうち、約6割の方が既に就労や増収につながっている

〈支援申込者の状況〉

	人数
新規相談者数	3,207人
支援申込み数	915人
支援プラン作成件数	755人
一般就労を目標	530人

就労支援の効果

⇒ 就労・増収者数:320人(60.3%)

## (3) 今後の課題

- ・地域で孤立化、潜在化している支援対象者の方への制度周知、相談や訪問などアクセス方法の工夫
- ・地域の支援ネットワークづくりや「中間的就労」など就労の場の拡大に向け、民生委員など地域の関係者や民間事業所との連携強化

## 3 子どもの学習支援の充実・強化

「寄り添い型学習支援事業」（27年度：13区で実施中）

- ・生活保護世帯等の中学生を対象に、将来の自立に向けた高等学校等への進学支援をNPOや社会福祉法人への委託により実施

（特色・効果）

- ・参加している中学生の学力や意欲などにも配慮しながら、大学生などの支援スタッフが、マンツーマンもしくは2人を対象に、親身で丁寧な支援
- ・学力に加え、子どもたちの意欲や集中力、コミュニケーション能力の向上が図られているという特色がみられる

⇒ 28年度は全区に展開し、貧困の連鎖の防止に向けた学習支援の取組を更に拡充

#### 4 支援事例

##### ■事例1（債務整理により家計が安定、国保料納付をスタートした事例）

一定の給与はあるが、教育ローン等10社からの借り入れの他、生活費をカード払いにしており国保料が払えないとの主張。家計相談支援事業を利用し、一緒に収支表を作成。

家計収支の見える化を図り、債務整理をした場合と現状のままとを比較したことで、本人が債務整理を決心。保険年金課の窓口に行き、月々払える額を自ら相談した。

債務整理することや国保料の納付の見通しがたったことから、精神的に落ち着き、毎月納付するようになり、自身で家計管理ができるようになった。

##### ■事例2（市民税滞納があった高齢者の就労支援の結果、仕事が決まり滞納解消した事例）

市民税の滞納があり、「働きたいが高齢のため、就職先が見つからない」という相談を受け、税務課から生活支援課へつなげた。

生活支援課で、希望の職種や「いくらあれば生活ができるか」を本人と一緒に考えながら、就労支援を実施。希望の職種に近い内容で仕事が決まり、滞納が解消した。

##### ■事例3（国保料を滞納し、受診できない方への支援：生活保護の相談で来所した事例）

本人は目の病気があり至急手術をする必要があったが、国保料の督促状が届き、他の借金返済にも追われていたことから、自暴自棄になり、納付相談に行くことも、手術することも諦めようとしていた。

手術をしなければ失明すると医師には言われており、また、失明は失職につながる可能性があり、生活がさらに立ち行かなくなる恐れがあった。

保険年金課の窓口に行くことに抵抗を示す本人を説得し、生活支援課が同行。事情の説明や納付に向けた相談の支援を行った。

その結果、手術を受けることができ、心身とも落ち着き、納付計画どおり毎月納付するようになった。

## 障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について

## 1 障害者差別解消法の概要

- 名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）  
平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行
- 障害者権利条約批准に向けた国内法の整備の一つとして制定
  - 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現が目的
- そのために、障害者差別解消について、行政機関等と事業者が講じる措置等を規定

## 2 地方公共団体（行政機関）の責務等

- (1) 障害を理由とする差別の禁止（※）【法的義務】
- (2) 職員対応要領の策定【努力義務】
- (3) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備【国・地方公共団体の実施事項】
- (4) 啓発活動【国・地方公共団体の実施事項】
- (5) 障害者差別解消支援地域協議会の設置【できる規定】
- (6) 合理的配慮に関する環境の整備【一般的な努力義務】

## ※障害を理由とする差別（障害者差別）の禁止

法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つを障害者差別としています。

## ●不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を言います。

## ●合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で（実施に伴う負担が過重でないときは）、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。合理的配慮を行わないことも障害者差別に当たります。

## ●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



## ●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>法的義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <sup>(※)</sup> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>努力義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

## 3 法施行に向けた検討経過

## 障害者差別解消検討部会

- 平成 26 年 11 月～平成 27 年 9 月（計 9 回開催）  
横浜市障害者施策推進協議会（市の附属機関）の専門委員会として検討部会を設置。  
障害者差別解消法の施行に伴って市が行うべき取組について検討。  
【委員構成】障害当事者 11 人、障害当事者の家族 2 人、  
弁護士 2 人、学識経験者 2 人、相談等の支援者 2 人 計 19 人

平成 27 年 11 月  
検討のまとめとして  
「市への提言」提出

平成 27 年 1 月～2 月  
「障害者差別に関する事例の募集」を実施  
差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例、  
配慮の良い事例など → 1,000 件以上の応募事例

↑ 検討資料

検討部会の提言を踏まえて、  
障害者差別解消に関する市の取組を検討、具体化へ

## 4 市の取組の方向

本市の取組の  
基本的な考え方

- ◎ 障害者差別解消法が共生社会の実現を目的としていることや、合理的配慮は「社会モデル」（※）の考えを踏まえたものであることなどを理解し、障害のある人も障害のない人も暮らしやすい横浜の実現を目標とします。
- ◎ 行政機関として合理的配慮の提供に重点的に取り組むとともに、市民、事業者への啓発活動に重点を置いて取り組んでいきます。

## 庁内推進体制

- ◎ 障害者差別解消の取組を全庁的に推進するため、副市長をトップに全区局統括本部長により構成する障害者差別解消推進会議（仮称）を組織します。

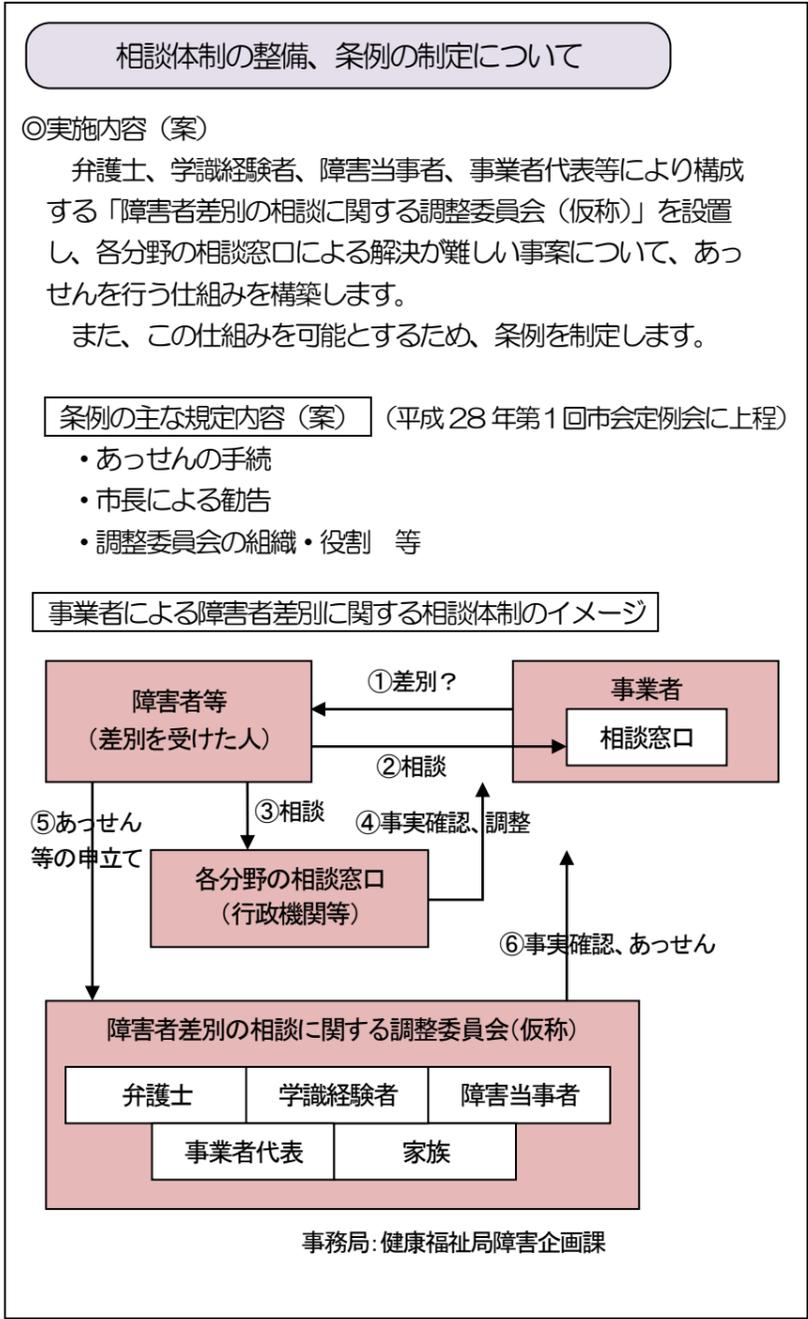
## ※「社会モデル」

障害のある人が受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであり、障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方。

検討部会の提言の内容と市の取組の方向

検討部会の提言の主な内容	
<b>取組①</b>	不当な差別的取扱いの禁止に関する事
<b>取組②</b>	合理的配慮の提供に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等による対応も必要であるが、(本人の意向を確認した上で) 場面に依りて職員が考え、臨機応変に対応することが大切である。</li> <li>合理的配慮は、特別なことを求めるものではなく、「周りの人(応対する人)が少し気を遣うことで、障害のある人の生きにくさを改善していきましょう」というものである。</li> <li>誤った配慮とならないよう、「障害の特性を理解する」ことなどが必要である。</li> </ul>
<b>取組③</b>	職員対応要領の策定及び職員研修に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が障害者差別の解消に適切に取り組んでいくため、市の職員対応要領を策定すべきである。</li> <li>障害のある人の対応は福祉の専門ということではなく、どの職員も同じ対応ができるようにすることが必要である。そのため、継続的なシステムとして研修を行う必要がある。</li> </ul>
<b>取組④</b>	区役所等の施設・設備の改善等に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の設置で終了ということだけでなく、稼働後の管理も大切である。庁舎内のエレベーター、多目的トイレ等の使用状況に問題はないかなど、障害のある人の立場に立って確認が必要である。</li> </ul>
<b>取組⑤</b>	市民への啓発に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>まず何よりも現状を知っていただくことが大切である。「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を活用し、市民向けリーフレット作成等に取り組むべきである。</li> <li>障害のある人々への啓発を忘れてはならない。障害に応じた研修資料等が必要である。</li> <li>気軽な雰囲気の中で障害のある人とない人が交流できる場を設け、その中で障害の理解を広げていく取組を市独自に検討すべきである。</li> <li>障害のある人の協力、参画の下での実施が有効である。</li> </ul>
<b>取組⑥</b>	相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口による解決が難しい事案について、解決を目指すための相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築すべきである。また、仕組みを明確にしておくため、条例の制定についても検討していただきたい。</li> <li>障害者差別解消支援地域協議会を設置する場合は、その役割を明確に定めることが必要である。</li> </ul>
<b>その他</b>	取組①～⑥以外の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消に取り組む事業者をサポートしていく活動を願いたい。</li> <li>検討の必要が生じた制度については、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨に則り、具体的な議論を願いたい。</li> </ul>

市の取組の方向	
(不当な差別的取扱いを禁止します。)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口対応をはじめ、行政サービスのさまざまな場面で合理的配慮の提供に取り組めます。</li> <li>障害の状況等は一人ひとり異なるため、その人の意向を確認し、場面に依りて考え、対応していくことを基本とします。</li> <li>適切な配慮を行うため、障害の特性等を理解するとともに、その人の意向をきちんと把握して対応します。</li> <li>指定管理者も同様の配慮に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が適切に取り組んでいくため、合理的配慮等の具体例を含む職員対応要領を策定します(法律上は努力義務)。</li> <li>職員研修を継続的・計画的に実施します。障害種別ごとに求められる配慮の例を具体的に示すなど、実効性のある内容とします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内の設備について、障害のある人の目線で定期的に使用状況等の確認を行います。</li> <li>非常通報設備等の確認を行います。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動は、障害のある人の参画の下で推進するよう努めます。</li> <li>事例募集で寄せられたものも活用しながら、市民向けのリーフレットの作成・配布等の取組を推進します。障害のある人への啓発については、障害に応じた啓発資料等の工夫をします。</li> <li>気軽な雰囲気の中で、障害種別ごとに、障害の特性や適切な配慮等を学ぶ講習会を設定し、市民の間に障害の理解の輪を広げていきます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制、条例制定については右記のとおり。</li> <li>相談事例の共有や障害者差別解消に関する様々な課題の協議を行うため、障害当事者、各分野の代表等により協議会を組織します(法律上は組織することができるとの規定)。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者団体等の協力を得ながら、企業の従業員研修等を支援する枠組みを構築します。</li> <li>障害者権利条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、所管事業に課題が確認された場合はその解決に努めます。</li> </ul>	



## いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について

## 1 「ごみ屋敷」の件数

9 3 件（27 年 8 月時点）（区役所へ通報・相談があった分）

※この他、家の中だけにごみが増えているケースなども存在するものと考えられ、今後、一定の基準を定めて改めて実態把握する必要がある。

## 2 検討状況

## (1) プロジェクトの設置

健康福祉局長を委員長、資源循環局長及び旭区長を副委員長とするプロジェクトを 9 月に設置し、「ごみ屋敷」対策についての検討を開始

## (2) プロジェクトの検討事項

対策の基本的方向性、条例制定の必要性の有無、推進体制(区局の役割分担)等

## (3) 対策を進めるにあたっての主な課題

## ア 私有財産への関与が困難

周辺住民には「ごみ」に見えるものでも、居住者は財産だと主張する場合もあり、財産権との関係から居住者の自発的な行動以外は対応が難しい。

## イ 調査・指導の限界

対応する法令もなく、調査や指導を拒否する世帯も多い。したがって、親族等の調査ができず、また、私有地であることから立ち入りも困難なため、指導や支援に限界がある。

## ウ 制度・所管の狭間

関係する課は多岐に渡るが、担当する部署がない。また、世帯が何らかの福祉的サービスや行政の支援を受けていない場合、アプローチする方法が今のところない。

## 3 現時点での対策の方向性

## (1) 当事者に寄り添った福祉的な視点を重視

「ごみ屋敷」問題の根本的な解決を図るために、ごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添い、福祉的な視点に重点をおいて、取組を推進する。

## (2) 条例化の必要性

居住者の同意が得られない場合でも、周辺地域の生活環境の改善等に向け、取組を進めることができるよう、条例の制定が必要である。

## (3) 区局の連携

区内各課及び関係機関が連携し対応するとともに、局が全体調整や区取組支援等を行う。

## 4 スケジュール（案）

平成 28 年 3 月～4 月	市連会、市民児協、市社協等関係団体へ説明・調整
平成 28 年 4 月～5 月	パブリックコメントの実施
平成 28 年 5 月～6 月	区対策連絡会議（仮称）設置
平成 28 年 9 月	条例案提出

## 「ごみ屋敷」対策 主な他都市の対策の比較表

「ごみ屋敷」独自条例制定の主な都市

	東京都足立区	大阪市	京都市
名称	足立区生活環境の保全に関する条例	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例
制定日	平成24年10月25日	平成25年12月2日	平成26年11月11日
施行日	平成25年1月1日	平成26年3月1日	平成26年11月11日 完全施行 平成27年1月1日
対象	適正な管理がされていない廃棄物 繁茂した雑草又は樹木	物品等の堆積	物の堆積又は放置 多数の動物の飼育、これらへの 給餌又は給水 雑草の繁茂
(空き地)	○	×	×
主な措置内容	調査、指導、勧告、命令、代執行	調査、指導、勧告、命令、代執行	調査、指導、勧告、命令、代執行、緊急安全措置、軽微な措置
行政の費用負担	○ 協力団体への謝礼金 (1団体) 5万円限度 区が直接実施 1世帯につき1回限度、1種 目50万円限度、合計100万円 限度	○ 市民活動団体への謝礼金 (1団体) 5万円限度 支援金 100万円を限度	×
氏名の公表	○ 命令に従わない場合	○ 調査拒否の場合	○ 命令に従わない場合
罰金・過料	なし	なし	命令に違反した者は、5万円以下の過料
審議会	○	○	×
ごみ屋敷等認定件数	95件 (26年度)	32件 (H26.8時点)	90件 (条例制定以降)
解決件数	63件	— (非公表)	36件
		代執行0件	
相談窓口	環境部生活環境保全課 (ごみ屋敷等対応のための新設課)	各区役所担当課 (区ごとに担当課を決定。保健福祉課、まちづくり推進課など)	各区対策事務局 (地域力推進室、支援課、健康づくり推進課を中心とした関係課)
条例所管部署	環境部生活環境保全課	環境局事業管理課	保健福祉局保健福祉総務課
ごみ屋敷対応に係る専任体制	課長、係長、職員2名、 非常勤2名  (空き家等対策も含む)	なし	局に課長、係長、 保健師5名(各区担当)  地域あんしん支援員※(コミュニティソーシャルワーカー)6名(一部の区社協)

※ごみ屋敷対応専任ではない

条例制定せず、福祉的取組実施の都市

### 大阪府豊中市

- 市社協の「福祉なんでも相談窓口」で、身近な福祉相談を受付
- 「ごみ屋敷」案件の場合は、「福祉ゴミプロジェクト」として、ごみ処理を支援

#### 対象

経済的・身体的・精神的な理由で自力によるごみ処理が困難であり、処理後、サービス導入等により生活の改善が見込まれるもの。拒否する人は対象外。

#### プロジェクト会議メンバー

市福祉関係課、市廃棄物担当課、市社協、中央包括支援センター、社会貢献支援員

#### ごみ処理

本人の希望を元にごみの分別・排出・運搬・焼却等についてCSWが調整  
費用については、減免申請の手続きや、社協の社会貢献費、善意銀行等を活用



平成 28 年 度

# 予 算 概 要

健 康 福 祉 局



# 健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会となった本市において、少子高齢化はさらに進展するとともに、支援を必要とする高齢者や生活困窮世帯等の増加、地域のつながりの希薄化などの傾向が、年々強まっています。特に、団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費が増大していく2025年以降への対応が急務であるとともに、生活困窮者への支援も引き続きの課題となっています。

子どもから大人まで福祉・保健における市民生活の安心・安全を確保するために、中期4か年計画の目標達成に向けた施策の着実な実施により、現状の課題に即したサービスの充実とあわせ、「健康・自立」をキーワードに取り組んでいくことが必要です。

そこで、平成28年度は、

- 1 健康づくりや疾病予防の推進
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

**健康づくりや疾病予防の推進**では、市民の皆様が健康に暮らす活力ある横浜を築くため、日常生活の中で楽しみながら取り組めるよう「よこはまウォーキングポイント」や、企業への健康経営の普及などにより、健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、がんの早期発見・治療を促進するため、妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額無料化等に取り組みます。子育て家庭への支援として、27年10月に通院助成を小学3年生までに拡大した小児医療費助成を引き続き実施します。

**「地域包括ケアシステム」の構築**に向けて、指針を策定し、28年1月から移行を開始した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営を行うとともに、生活支援コーディネーターの配置や地域ケアプラザの体制強化などに取り組めます。また、認知症初期集中支援チームの拡充や高齢者施設・住まいの相談センターへの「施設のコンシェルジュ」の配置、介護予防推進のための元気づくりステーション事業等に取り組めます。

**障害者福祉施策**においては、障害者への後見的支援事業を新たに2区で、移動情報センターを新たに3区で実施します。また、28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営や区役所窓口での手話通訳対応、啓発活動等を行います。

**生活困窮者の自立支援**では、きめ細かな相談支援や高校進学に向けた学習支援事業を全区で実施するとともに、生活保護制度においても、ハローワークと連携した一体的な就労支援や不正受給防止対策など、制度の適正運用を進めます。

**ニーズに即したタイムリーな対応**として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした障害者のスポーツ及び文化活動の推進や、ごみ問題を抱える人への支援として、福祉的な視点に重点を置いた、いわゆる「ごみ屋敷」対策に取り組めます。さらに、市民の皆様の墓地需要に応えるため、舞岡リサーチパーク跡地の公園型墓園の整備に向けた基本設計等を進めます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

# 健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	314,444,404	313,524,160	920,244	0.3	
1項					
社会福祉費	47,112,313	45,929,119	1,183,194	2.6	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、臨時福祉給付金給付費
2項					
障害者福祉費	98,141,738	95,293,457	2,848,281	3.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,522,438	9,852,526	△ 330,088	△ 3.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,216,340	132,196,687	19,653	0.0	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,301,908	11,305,005	△ 4,003,097	△ 35.4	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,210,316	16,258,960	951,356	5.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,939,351	2,688,406	250,945	9.3	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	
1項					
特別会計繰出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	421,677,666	3,969,726	0.9	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	412,025,117	△ 8,275,665	△ 2.0
介護保険事業費会計	267,606,226	253,808,062	13,798,164	5.4
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	67,060,723	4,522,995	6.7
公害被害者救済事業費会計	39,659	58,911	△ 19,252	△ 32.7
新墓園事業費会計	750,000	252,474	497,526	197.1
特別会計計	743,729,055	733,205,287	10,523,768	1.4

健康福祉局一般会計予算案の財源

	本年度	前年度
特定財源	(43.7)	(45.1)
	186,042,493	190,155,869
一般財源	(56.3)	(54.9)
	239,604,899	231,521,797
合	(100)	(100)
計	425,647,392	421,677,666

( ) 内は構成比

# 目 次

<b>I 地域福祉保健の推進</b> .....	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域の見守り事業
3 地域ケアプラザ整備・運営事業	
<b>II 高齢者保健福祉の推進</b> .....	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
・ 地域包括ケアシステムの構築	11 高齢者の社会参加促進
6 介護保険事業	12 福祉人材確保事業
7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	13 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 包括的支援事業	14 地域密着型サービス推進事業
9 (地域支援事業) 任意事業	15 施設や住まいの整備等の推進
<b>III 障害者施策の推進</b> .....	18
・ 障害福祉主要事業の概要	22 障害者の就労支援
16 障害者の地域生活支援	23 障害者のスポーツ・文化
17 障害者支援施設等自立支援給付費	24 障害者施設整備事業
18 障害者グループホーム設置運営等事業	25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
19 障害者の相談支援	26 こころの健康対策
20 障害者差別解消の推進	27 精神科救急医療対策事業
21 障害者の移動支援	
<b>IV 生活基盤の安定と自立の支援</b> .....	26
28 生活保護・生活困窮者自立 支援事業	31 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
29 援護対策事業	32 後期高齢者医療事業
30 臨時福祉給付金等給付事業	33 国民健康保険事業
<b>V 健康で安全・安心な暮らしの支援</b> .....	30
34 370万市民の健康づくりの推進	40 食の安全確保事業
35 がん検診事業	41 快適な生活環境の確保事業
36 予防接種事業	42 動物の愛護及び保護管理事業
37 感染症・食中毒対策事業等	43 公害健康被害者等への支援
38 新型インフルエンザ対策事業	44 斎場・墓地管理運営事業
39 医療安全の推進	
・ 損失補償の設定 .....	37
・ 外郭団体関連予算案一覧 .....	38

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。  
 ※【区】と記載している事業は区局連携事業です。  
 ※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

# I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等		<p><b>事業内容</b></p> <p>福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。</p> <p><b>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 213万円</b></p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。</p> <p>あわせて、全区の第3期計画（計画期間28～32年度）の推進を支援します。</p> <p><b>2 地域福祉・交流拠点整備事業 2,024万円</b></p> <p>身近な地域に、高齢者を中心とした、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。</p> <p>工事費等補助：上限650万円 3か所</p> <p><b>3 福祉有償運送事業〈拡充〉 78万円</b></p> <p>国からの権限移譲を受け、福祉有償運送を行う特定非営利法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、その必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。</p> <p>協議会開催回数：3回</p> <p><b>4 災害時要援護者支援事業【中期】 1,929万円</b></p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「同意方式」又は「情報共有方式」による災害時要援護者名簿の提供をはじめ、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p> <p><b>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 436万円</b></p> <p>(1) 平成25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。</p> <p>(2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p> <p><b>6 福祉保健システム運用事業 4億6,855万円</b></p> <p>高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」対応や情報共有基盤システムの機器更新に伴う改修を行います。</p>
本 年 度	5 億1,535万円		
前 年 度	3 億2,265万円		
差 引	1 億9,270万円		
本年度の 財源内訳	国	1 億1,750万円	
	県	—	
	その他	394万円	
	市 費	3 億9,391万円	

2	権利擁護事業	
本年度	4億617万円	
前年度	4億330万円	
差引	287万円	
本年度の財源内訳	国	1億5,199万円
	県	2,575万円
	その他	2,159万円
	市費	2億684万円

## 事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

### 1 横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】

**2億4,732万円**

権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。

また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。

市内のNPO等による法人後見実施に向けた支援を行います。

### 2 成年後見制度利用支援事業

**8,631万円**

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。

申立て費用については、区長が申立てを行ったのみを対象としています。

### 3 成年後見制度利用促進事業

**1,317万円**

#### (1) 成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、情報交換を行い、適切な制度活用と連携を促進します。

#### (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施

区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。

### 4 市民後見人養成・活動支援事業【中期】

**5,937万円**

#### (1) 第3期市民後見人養成課程の実施

市民後見人バンク登録者が少ない7区（鶴見、西、港南、金沢、栄、泉、瀬谷区）を対象として、第3期養成課程を実施します。

#### (2) 市民後見人活動の支援

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。

3	地域ケアプラザ 整備・運営事業	
本年度	33億7,384万円	
前年度	34億3,568万円	
差引	△6,184万円	
本年度の 財源内訳	国	7,044万円
	県	—
	その他	1億1,231万円
	市費	31億9,109万円

### 事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

#### 1 整備事業【中期】 6億9,020万円

建設等5か所（前年度4か所）

- (1) 建設等 4か所
- |      |     |               |
|------|-----|---------------|
| 着工   | 1か所 | [深谷俣野]        |
| しゅん工 | 2か所 | [すすき野]、[いずみ野] |
| 床取得  | 1か所 | [二俣川]（仮称）     |

- (2) 調査 1か所 [領家]（仮称）

#### 2 運営事業【中期】 26億8,364万円

- (1) 地域ケアプラザの運営（136か所）  
地域における身近な福祉保健の拠点として、次の事業を実施します。

- ア 身近な相談機能（障害者・子育て等）
- イ 地域包括支援センター（高齢者）
- ウ 地域活動・交流
- エ 通所介護
- オ 居宅介護支援

- (2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等  
効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

- ア 施設運営指導
- イ 指定管理者選定
- ウ 特別避難場所応急備蓄物資整備

- (3) 地域福祉コーディネーターの養成

- (4) 地域ケアプラザ借地料等

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。  
(P.12の8参照)

#### [建設等5か所]

	所在区	名称	事業内容等	しゅん工予定	開所予定
建設（新規）	1 戸塚区	深谷俣野	着工	29年度	29年度
			建設費（29年度）に係る債務負担行為の設定		
建設（継続）	2 青葉区	すすき野	建設工事、しゅん工	28年度	28年度
	3 泉区	いずみ野	しゅん工（民設借上げ）	28年度	28年度
再開発ビル 床取得	4 旭区	二俣川（仮称）	床取得費（28年度分）	29年度	30年度
			床取得費（29年度）に係る債務負担行為の設定		
調査	5 泉区	領家（仮称）	地質調査、測量調査	31年度	31年度

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	<b>事業内容</b> 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	
本 年 度	3,271万円	<b>1 福祉のまちづくり条例推進事業 460万円</b> (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり普及啓発 (3) 条例対象施設についての事前協議・相談等	
前 年 度	3,368万円	<b>2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業【中期】 2,811万円</b> 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 51台	
差 引	△97万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5万円	
	市 費	3,266万円	

5	地域の見守り事業	<b>事業内容</b> <b>1 ごみ問題を抱えている人への支援事業</b> <b>〈新規〉【区】 400万円</b> <u>いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決を図るため、各区に「対策連絡会議（仮称）」を設置し、当事者に寄り添い福祉的な視点に重点をおいて支援していきます。</u> <u>また、必要な対応を盛り込んだ条例制定に向けた検討を進めます。</u>	
本 年 度	3,061万円	<b>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,061万円</b> 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。	
前 年 度	4,180万円	<b>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業【中期】 1,600万円</b> 地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。あわせて、モデル事業として、要援護者が多く共助が困難な地区等を対象に、個別訪問による実態把握や相談支援を実施するとともに、必要な支援策の検討を行います。	
差 引	△1,119万円		
本年度の財源内訳	国	847万円	
	県	—	
	その他	2万円	
	市 費	2,212万円	

## II 高齢者保健福祉の推進

### 介護保険制度関連事業の概要

#### 1 介護保険給付 (10ページ：6番) 2,481億7,241万円

##### 在宅(居宅)サービス 1,338億7,039万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護 (※)
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護 (※)
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修

##### 地域密着型サービス 270億413万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護  
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に順次移行

予防給付 <要支援者対象>  
(再掲) 64億258万円

##### 施設サービス(介護保険3施設) 727億5,926万円

- ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

##### その他 145億3,863万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費

#### 2 地域支援事業 (11~13ページ) 129億8,390万円

##### 介護予防・日常生活支援

総合事業 69億8,584万円  
(11ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・訪問支援事業
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 (よこはま健康スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業

※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に順次移行

##### 包括的支援事業

50億2,850万円  
(12ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・認知症初期集中支援等推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・在宅医療連携推進事業  
(医療局予算：3億5,838万円)

##### 任意事業

9億6,956万円  
(13ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・地域で支える介護者支援事業(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)

#### 3 その他事務費 68億829万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

#### 4 介護保険外サービス (14ページ：10番) 10億4,908万円

- ・認知症支援事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・中途障害者支援事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・外出支援サービス事業
- ・高齢者等住環境整備事業 ほか

#### 5 低所得者の利用者負担助成事業 (16ページ：13番) 1億344万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

介護  
保険  
事業  
費  
会  
計  
  
一  
般  
会  
計

# 地域包括ケアシステムの構築

## 1 地域包括ケアシステム構築の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を構築

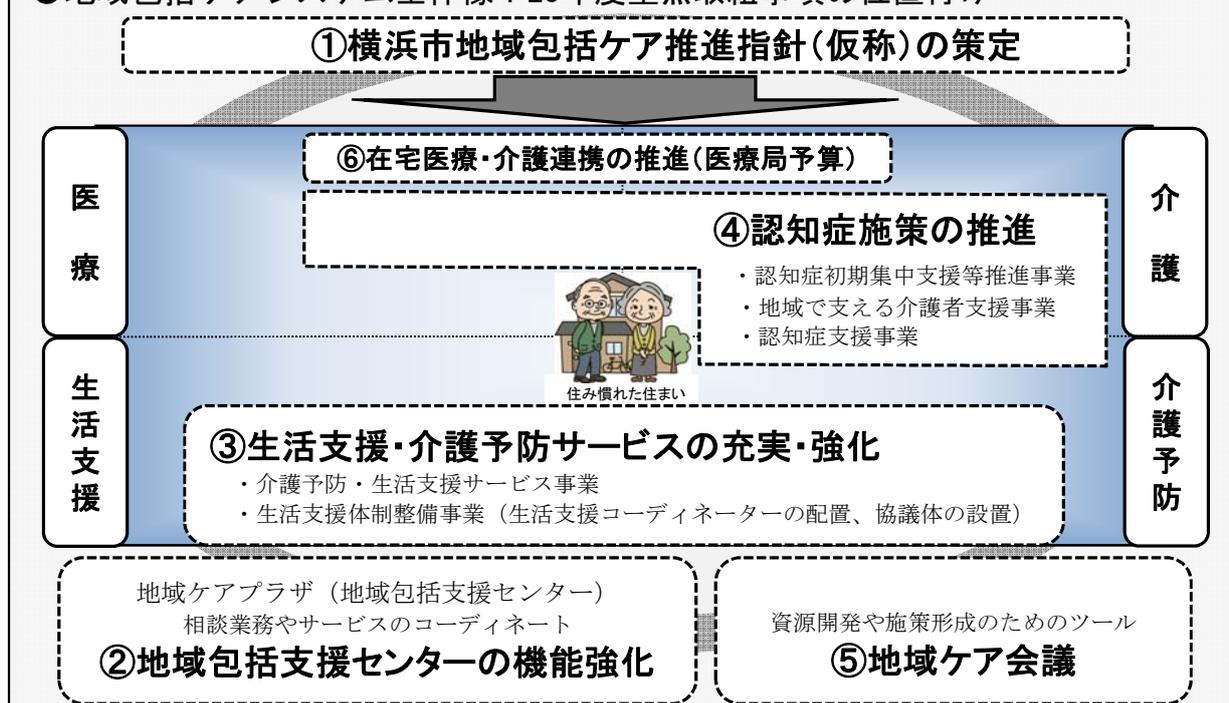
## 2 28年度重点取組事項 85億441万円（医療局予算 3億6,789万円含む）

<b>①</b>	横浜市地域包括ケア推進指針（仮称）の策定	500万円
	〈拡充〉 ・計画策定管理費の一部（指針策定）[介護保険事業費会計：総務管理費]	
<b>②</b>	地域包括支援センターの機能強化	4億2,744万円
	〈拡充〉 ・地域包括支援センター運営費の一部（人員加算）[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	
<b>③</b>	生活支援・介護予防サービスの充実・強化	75億9,702万円
	〈拡充〉 ・介護予防・生活支援サービス事業[介護保険事業費会計：介護予防・日常生活支援総合事業]（11ページ：7番）	66億9,380万円
	〈拡充〉 ・生活支援体制整備事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	9億322万円
<b>④</b>	認知症施策の推進	1億497万円
	〈拡充〉 ・認知症初期集中支援等推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	4,183万円
	・地域で支える介護者支援事業[介護保険事業費会計：任意事業]（13ページ：9番）	679万円
	・認知症支援事業[一般会計]（14ページ：10番）	5,635万円
<b>⑤</b>	地域ケア会議	209万円
	・地域ケア会議推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	
<b>⑥</b>	在宅医療・介護連携の推進（医療局予算）	3億6,789万円
	〈拡充〉 ・在宅医療連携推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]	3億5,838万円
	〈拡充〉 ・在宅医療推進事業[一般会計]	951万円

### 内訳

- 介護保険事業費会計：84億3,855万円（再掲）
- （総務管理費 500万円・介護予防・日常生活支援総合事業 66億9,380万円・包括的支援事業 17億3,296万円・任意事業 679万円）
- 一般会計：6,586万円

### ●地域包括ケアシステム全体像：28年度重点取組事項の位置付け



6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)	
本年度	2,679億6,460万円	
前年度	2,540億9,921万円	
差引	138億6,539万円	
本年度の財源内訳	国	555億2,506万円
	県	379億4,212万円
	第1号保険料	629億8,292万円
	第2号保険料	713億6,086万円
	その他	9億4,435万円
	市費	392億929万円

### 事業内容

介護保険法、第6期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。

また、地域包括ケアシステムを構築するため、横浜市地域包括ケア推進指針（仮称）を策定します。

さらに、介護保険事業者に対する実地指導の委託事業を拡充し、指導監査体制の強化を図ります。

#### 1 被保険者

- (1) 第1号被保険者（65歳以上） 約88万人  
(2) 第2号被保険者（40～64歳） 約129万5千人

#### 2 要介護認定

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。

要介護認定者数 約15万7千人

#### 3 保険給付

- 保険給付費 2,481億7,241万円  
(1) 在宅介護サービス給付費 1,338億7,039万円  
(2) 地域密着型サービス給付費 270億413万円  
(3) 施設介護サービス給付費 727億5,926万円  
(4) 高額介護サービス費等 145億3,863万円

#### 4 介護保険料（第1号被保険者）

- (1) 保険料基準額  
〈月額換算〉5,990円（27～29年度）  
(2) 保険料軽減措置  
ア 低所得者の保険料軽減  
イ 低所得者減免  
ウ 住宅譲渡所得減免

#### (3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.40 (※0.45)	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第2段階	0.40 (※0.45)	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 43,120円(月3,590円)
第4段階	0.65	(うち第2段階・第3段階を除く者)	46,720円(月3,890円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 64,690円(月5,390円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) <b>71,880円(月5,990円)</b>
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額160万円未満の者) 79,060円(月6,580円)
第8段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者) 91,280円(月7,600円)
第9段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 111,410円(月9,280円)
第10段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 121,470円(月10,120円)
第11段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 140,880円(月11,740円)
第12段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 163,880円(月13,650円)
第13段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上の者) 186,880円(月15,570円)

※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、保険料年額(月額)

7	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 28年1月以降順次移行している介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)の円滑な運営を行います。 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、全ての高齢者を対象に、健康づくりや介護予防を進めます。
	本 年 度	69億8,584万円	
	前 年 度	10億1,838万円	<b>1 地域づくり型介護予防事業【中期】〈拡充〉</b> <b>7,340万円</b> (1) 介護予防普及啓発事業 高齢者の健康づくりや介護予防について、リーフレット等の配布や講演会の開催を通して普及啓発します。 (2) 地域介護予防活動支援事業 研修会等の開催により、地域の介護予防に関する活動の活性化や人材育成を行います。 (3) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)について、新規立ち上げ等の支援を行います。 <b>(4) 地域リハビリテーション活動支援事業〈拡充〉</b> リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、 <u>全区で</u> 介護予防事業の強化を図ります。 (27年度は2区でモデル実施)
	差 引	59億6,746万円	
本年度の財源内訳	国	15億2,565万円	<b>2 訪問支援事業</b> <b>1億4,810万円</b> 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。
	県	8億3,729万円	
	第1号保険料	16億1,778万円	
	第2号保険料	18億7,258万円	
	その他	89万円	
	市 費	11億3,165万円	
	<b>3 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】</b> <b>7,054万円</b> 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設、病院及び障害者支援施設でのボランティア活動です。 (28年度末見込み：登録者数 13,500人 受入か所数 507か所)		
	<b>4 介護予防・生活支援サービス事業〈拡充〉</b> <b>66億9,380万円</b> 28年1月以降に介護保険の認定更新等により要支援認定を受けた方等が利用する訪問介護・通所介護を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として提供します。 <u>28年度は予防給付相当の訪問介護・通所介護サービス等のほか、訪問型の「緩和した基準によるサービス」を開始し、その他の多様なサービスの導入について検討します。</u>		

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲	
本 年 度	50億2,850万円	
前 年 度	36億5,940万円	
差 引	13億6,910万円	
本年度の 財源内訳	国	19億6,111万円
	県	9億8,055万円
	第1号 保険料等	11億628万円
	市 費	9億8,056万円

医療局予算 3億5,838万円含む

## 事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。

また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

### 1 地域包括支援センター運営費【中期】〈拡充〉

**37億1,683万円**

地域包括支援センターの機能強化を図るため、圏域高齢者人口が6千人以上の地域包括支援センターにおける人件費加算の基準を見直し、職員を増員します。

(28年度末設置数：139か所)

[ 地域包括支援センターの主な機能 ]

- (1) 総合相談・支援、権利擁護
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (3) 介護予防ケアマネジメント

### 2 ケアマネジメント推進事業

**615万円**

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

### 3 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈拡充〉

**4,183万円**

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を新たに4チーム設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。

医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。

(28年度末設置数：6チーム)

### 4 生活支援体制整備事業〈拡充〉

**9億322万円**

生活支援コーディネーター（仮称）や協議体の設置を通じ、生活支援・介護予防の充実した地域づくりを支援する体制を整備します。

#### (1) 生活支援コーディネーターの配置〈新規〉

生活支援コーディネーターを各区社会福祉協議会及び地域ケアプラザ等へ配置し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めます。

#### (2) 協議体の設置〈新規〉

生活支援・介護予防サービスの提供主体等（例：NPO、地縁組織、民間企業等）の定期的な情報共有及び連携強化の場として、協議体を設置します。

### 5 地域ケア会議推進事業

**209万円**

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域ケア会議を効果的に実施するため、研修等を行います。

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲	
本年度	9億6,956万円	
前年度	10億9,398万円	
差引	△1億2,442万円	
本年度の 財源内訳	国	3億5,194万円
	県	1億7,597万円
	第1号 保険料等	2億406万円
	市費	2億3,759万円

## 事業内容

高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。

### 1 介護給付費適正化事業 3,656万円

給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。

### 2 介護相談員派遣事業 1,932万円

利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者と施設の橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。

### 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 2億9,340万円

介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。

### 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 3億6,892万円

高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。また、高齢化率が高く、福祉的対応が必要な方が多く暮らす市営ひかりが丘住宅に生活援助員を派遣するとともに、自助・共助の強化に向けた取組を推進します。

### 5 民間活力による高齢者見守り推進事業 8,257万円

ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。また、生活支援サービスを行う民間事業者との協働事業による高齢者の見守りを行います。

### 6 成年後見制度利用支援事業〈再掲〉 7,530万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。

### 7 介護サービス自己負担助成費 8,670万円

低所得で介護サービスの利用料負担が困難な方に対して、特定の介護サービスを利用する際の利用料や施設居住費等の一部を助成します。

### 8 地域で支える介護者支援事業 679万円

認知症高齢者等を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、認知症高齢者等の見守りや高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携支援体制を構築します。

10	介護保険外サービス	
本年度		10億4,908万円
前年度		11億501万円
差引		△5,593万円
本年度の財源内訳	国	5,607万円
	県	1,784万円
	その他	1万円
	市費	9億7,516万円

## 事業内容

介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。

### 1 認知症支援事業【中期】 5,635万円

(1) 認知症に関する保健福祉相談

保健福祉相談の実施や認知症コールセンターの運営、緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。

(2) 認知症医療体制の充実

市大附属病院等に設置されている認知症疾患医療センターを中心に認知症医療体制の充実を図るとともに医療と介護の連携を推進します。

(3) 認知症サポーターキャラバン事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成等を行う認知症サポーターキャラバン事業を実施します。

### 2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 2,354万円

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、急な体調の悪化等の緊急事態が発生した場合に、すぐに近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。

### 3 中途障害者支援事業 4億706万円

脳血管疾患の後遺症等により心身機能が低下している中途障害者に対し、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るため、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流等を行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費を補助します。また、中途障害者地域活動センターの利用を支援するため、関係機関との連絡会・研修会を実施するとともに、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。

### 4 医療対応促進助成事業【中期】 3億908万円

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）を運営する社会福祉法人のうち、医療依存度の高い利用者に継続したサービスを提供するものに対し、運営支援として助成を行います。

### 5 外出支援サービス事業 6,478万円

公共交通機関を利用するの外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。

### 6 高齢者等住環境整備事業等 1億8,827万円

要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、医療・介護・建築等の専門職が、生活動作・介護方法・家屋環境の改善を助言するとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成し、健康で安全な在宅生活の継続を支援します。

11	高齢者の社会参加促進		事業内容 高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。 <b>1 敬老特別乗車証交付事業 108億2,170万円</b> 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (予定交付者数：約37万人) <b>2 老人クラブ助成事業【中期】 2億9,862万円</b> 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 (クラブ数：1,740クラブ 会員数：119,500人) <b>3 高齢者のための優待施設利用促進事業 2,148万円</b> 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。(協賛店舗：2,450店舗) <b>4 いきいきシニア地域貢献モデル事業【中期】 1,928万円</b> 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を金沢区で継続し、その結果を踏まえて29年度以降の事業展開につなげていきます。 <b>5 全国健康福祉祭参加事業等 4,019万円</b> 人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ高齢者の健康維持・増進等を図るため、大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。
本 年 度	112億127万円		
前 年 度	111億7,290万円		
差 引	2,837万円		
本年度の財源内訳	国	1億2,384万円	
	県	—	
	その他	18億4,737万円	
	市 費	92億3,006万円	

12	福祉人材確保事業		事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。 <b>1 福祉人材の就業支援【中期】〈拡充〉 445万円</b> <u>(1) 介護職場への就業支援事業〈拡充〉</u> 外国籍市民等向けの福祉施設への就職相談会や、研修を実施し、就業者の増加を図ります。 また、介護人材の確保を目的とした就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付し、介護職員の就業促進及び定着を図ります。 (2) 将来の介護人材育成確保事業 市内高校生向けの介護施設等でのインターンシップを実施します。 <b>2 チャレンジ介護人材創出事業〈新規〉【基金】 800万円</b> <u>市内介護事業所等での就業機会の確保及び介護資格取得支援を委託により実施し、雇用創出を図ります。</u> <b>3 海外からの介護福祉人材就労支援事業 3,941万円</b> 経済連携協定に基づき来日した介護福祉士候補者の就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得支援を行います。
本 年 度	5,186万円		
前 年 度	1億1,548万円		
差 引	△ 6,362万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	800万円	
	市 費	4,386万円	

13	低所得者の利用者負担助成事業	<b>事業内容</b> 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得で利用料負担が困難な方に助成を行います。	
本 年 度	1 億344万円	<b>1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,674万円</b> 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 764人	
前 年 度	1 億859万円	<b>2 介護サービス自己負担助成〈再掲〉 8,670万円</b> 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 助成の種類及び助成予定対象者数	
差 引	△515万円	(1) 在宅サービス助成 1,500人 (2) グループホーム助成 90人 (3) 施設居住費助成 50人	
本年度の財源内訳	国	986万円	
	県	1,748万円	
	第1号保険料	556万円	
	市 費	7,054万円	

14	地域密着型サービス推進事業	<b>事業内容</b> 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。	
本 年 度	10億3,661万円	<b>1 地域密着型サービス事業所運営推進事業【中期】</b> 事業者の質の確保及び向上を図るための運営支援 <b>1,120万円</b>	
前 年 度	12億2,257万円	<b>2 地域密着型サービス事業所補助事業【中期】</b> <b>2 億975万円</b> (1) 開設経費補助 25か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所転換推進費補助 4か所	
差 引	△1 億8,596万円	<b>3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】5 億1,218万円</b> (1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 14か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 2か所	
本年度の財源内訳	国	1 億1,139万円	
	県	9 億1,375万円	
	その他	—	
	市 費	1,147万円	
		<b>4 認知症高齢者グループホーム整備及び消防用設備設置等事業 3 億348万円</b> (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 6か所 (2) 消防用設備設置費等補助 57か所	

15	施設や住まいの整備等の推進	
本年度	18億5,179万円	
前年度	29億6,682万円	
差引	△11億1,503万円	
本年度の財源内訳	国	6,388万円
	県	1億3,662万円
	その他	3,955万円
	市費	16億1,174万円

## 事業内容

高齢者福祉の充実を図るため、必要な施設等の整備及び情報提供を行います。

### 1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】〈拡充〉

12億2,267万円

要介護3以上の方が概ね12か月以内に特別養護老人ホームに入所できるよう、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。あわせて、特別養護老人ホームに併設されたショートステイを本入所に転換することで、定員数の確保を図ります。

また、老朽化した従来型特別養護老人ホームの長寿命化を図るため、施設の大規模修繕費の一部補助を新たに実施します。

	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員	
			特養	ショートステイ
継続	H28 しゅん工予定 ニューバードししがや (鶴見区獅子ヶ谷)	近代老人福祉協会	80	20
	笹の風 (港南区笹下)	寿楽園	140	20
	2か所 220床		220	40
新規	H29 しゅん工予定 しょうじゅの里鶴見小野 (鶴見区下野谷町)	兼愛会	100	20
	羽沢の家二番館 (神奈川区羽沢町)	さくら会	90	10
	太陽の家羽沢 (神奈川区羽沢町)	ユーアイ二十一	110	10
	3か所 300床		300	40
特養建設費補助 5か所 520床			520	80
整備数累計 28年度末			15,164床	

### 2 養護老人ホーム整備事業

4億24万円

老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。

施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員	開所予定	H28年度事業スケジュール
新名瀬ホーム (戸塚区名瀬町)	未定	120	30年度	解体工事(現名瀬ホーム)、 基本設計・地質調査

※現名瀬ホームは27年度末に廃止し、入所者は新設される野庭風の丘へ移転予定です。

### 3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】〈拡充〉

1,971万円

特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。

また、入所申込者の現在の状況を把握するための調査を行い、その方々に電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を同センターに配置することにより、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援します。

### 4 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉

855万円

高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、生活支援機能など必要な機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。

28年度は、民有地を活用した事業について認定を行う「(仮称)よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」の運用を開始します。

### 5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等

2億62万円

特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。

# Ⅲ 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【予算概要16】
	地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。【予算概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【予算概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要19】
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【予算概要17】	
障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

### 2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【予算概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【予算概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援	
本年度	208億9,175万円	
前年度	209億8,720万円	
差引	△9,545万円	
本年度の 財源内訳	国	61億5,798万円
	県	30億7,899万円
	その他	413万円
	市費	116億5,065万円

### 事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん** と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

#### 1 後見的支援推進事業【中期】〈拡充〉 **あんしん** 5億836万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（新規2区 累計18区）

#### 2 多機能型拠点運営事業 **あんしん** 1億2,211万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を2か所運営します。

#### 3 障害者地域活動ホーム運営事業 53億5,260万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。（社会福祉法人型：18か所、機能強化型：23か所）

#### 4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 8億9,781万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規2区 累計11区）

#### 5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 37億2,163万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

(1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：98か所

(2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：68か所

地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計10か所移行予定

（17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）

#### 6 障害者自立生活アシスタント事業〈拡充〉 **あんしん** 3億880万円

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。

なお、28年度中に全18区で実施できる見込みです。（新規1か所 累計40か所）

#### 7 障害者ホームヘルプ事業 99億7,958万円

(1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。

(2) 総利用時間見込 246万6,768時間

#### 8 障害種別に応じた物資の備蓄〈新規〉【基金】 86万円

自宅の被災等の非常時に備え、個人用ストマ用装具を市内施設に保管出来る仕組みを構築します。

17	障害者支援施設等 自立支援給付費		<b>事業内容</b> 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 <b>1 利用者数見込</b> 延べ11,194人 (月平均) <b>2 主な障害福祉サービス</b> (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、食事や入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供  地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計10か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	233億6,459万円		
前 年 度	228億7,822万円		
差 引	4億8,637万円		
本年度の 財源内訳	国	116億8,003万円	
	県	58億4,002万円	
	その他	—	
	市 費	58億4,454万円	

18	障害者グループホーム 設置運営等事業		<b>事業内容</b> <b>1 設置費補助 2億550万円</b> 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 8か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) <b>2 運営費補助等 122億3,208万円</b> グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 735か所 (A型7、B型728) うち新設 47か所 <b>3 スプリンクラー設置費補助 5億4,924万円</b> 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：23か所、既設ホーム分：127か所) <b>4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円</b> 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化対応グループホームモデル事業及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。 既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。 <b>5 地域生活への移行に向けた取組〈拡充〉 397万円</b> グループホームなど、地域生活への移行を推進するため、障害者支援施設等職員への研修や精神障害者へのアンケート調査を新たに実施します。
本 年 度	130億4,772万円		
前 年 度	116億3,428万円		
差 引	14億1,344万円		
本年度の 財源内訳	国	50億7,979万円	
	県	23億5,539万円	
	その他	—	
	市 費	56億1,254万円	

19	障害者の 相談支援	事業内容	
本年度	12億1,517万円	<b>1 障害者相談支援事業〈拡充〉 6億7,122万円</b> 障害者地域活動ホームに地域における相談支援の中核的な役割を担う <u>基幹相談支援センター機能</u> を追加し、計画相談支援事業者に対する訪問による指導等を行うことにより、相談支援体制を強化します。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所	
前年度	8億5,854万円	<b>2 計画相談支援事業 5億3,221万円</b> 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象として計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。	
差引	3億5,663万円	<b>3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> 1,174万円</b> 発達障害者の地域生活を支援するため、地域の支援機関が抱えている困難事例に対応できるよう、 <u>発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを配置</u> し、地域の相談支援機関等に対する支援機能を強化します。	
本年度の 財源内訳	国	4億7,474万円	
	県	2億3,737万円	
	その他	—	
	市費	5億306万円	

20	障害者差別 解消の推進	事業内容	
本年度	2,415万円	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行に伴い、差別解消に向けた取組を実施します。 <b>1 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営〈新規〉 397万円</b> <u>障害者差別に関する相談に的確に対応し、紛争の防止又は解決につながるよう、あっせんの仕組みを設けるなどの体制整備</u> を行います。	
前年度	422万円	<b>2 区役所窓口での手話通訳対応の実施〈新規〉 1,435万円</b> <u>手話通訳者の派遣による配置をモデル実施するほか全区で通信機器を活用した手話通訳を実施</u> します。	
差引	1,993万円	<b>3 啓発活動〈拡充〉 498万円</b> 啓発用リーフレットを作成するほか、 <u>市民、事業者等を対象に講演会等による啓発活動を実施</u> します。	
本年度の 財源内訳	国	818万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	1,597万円	
		<b>4 障害者差別解消支援地域協議会の設置〈新規〉 85万円</b> <u>相談事例の共有や差別解消に関する様々な課題を協議するため、関係機関等による協議会を設置</u> します。	

21	障害者の 移動支援		<b>事業内容</b> 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
本 年 度	55億1,247万円		<b>1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉</b> <b>あんしん 1億63万円</b> 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて 情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の 発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。 また、29年度までに市内のどの地域でも移動支援を 効果的に利用できるよう、全区での窓口開設を目指し 順次拡大を図ります。 (新規3区 累計15区)
前 年 度	52億9,369万円		
差 引	2億1,878万円		
本年度の 財源内訳	国	6億8,878万円	
	県	3億4,590万円	<b>2 特別乗車券交付事業</b> <b>25億7,434万円</b> 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シー サイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)
	その他	6,236万円	
	市 費	44億1,543万円	
			<b>3 重度障害者タクシー料金助成事業</b> <b>あんしん</b> <b>4億9,021万円</b> 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福 祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、 交付枚数 年84枚 <1乗車で複数枚使用可> ) ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
<b>4 障害者ガイドヘルプ事業</b> <b>あんしん</b> <b>17億9,929万円</b> 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、 ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の 一部助成などを行います。			
<b>5 ガイドボランティア事業</b> <b>あんしん</b> <b>6,882万円</b> 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボラ ンティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
<b>6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業</b> <b>あんしん</b> <b>108万円</b> タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の 一部を助成します。			
<b>7 ハンディキャブ事業</b> <b>6,560万円</b> 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両 の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)			
<b>8 障害者施設等通所者交通費助成事業〈拡充〉</b> <b>3億9,366万円</b> 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。 なお、 <u>電子システムを構築</u> し、効率的で適正な制度運用を行います。			
<b>9 自動車運転訓練・改造費助成事業</b> <b>あんしん</b> <b>1,884万円</b> 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が 使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

22	障害者の 就労支援	<b>事業内容</b> 障害者と企業の双方を対象とし、障害者の就労機会の拡大を図ります。 <b>1 障害者就労支援センター事業【中期】</b> <b>3億522万円</b> 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 <b>2 障害者共同受注・優先調達推進事業【中期】</b> <b>2,142万円</b> よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 <b>3 障害者就労啓発事業〈拡充〉</b> <b>1,907万円</b> 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。 ・企業啓発事業〈拡充〉 セミナー・ <u>出前講座の開催</u> 、パンフレット作成	
本年度		3億4,571万円	
前年度		3億3,945万円	
差引		626万円	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	871万円	
	市費	3億3,700万円	

23	障害者の スポーツ・文化	<b>事業内容</b> <b>1 障害者スポーツ・文化活動拠点基本計画 策定事業〈新規〉</b> <b>500万円</b> <u>障害者スポーツ・文化活動の裾野を広げる取組の推進にむけて「ウィリング横浜」用途廃止部分を活用した南部方面の活動拠点について基本計画を策定します。</u>	
本年度		9億1,535万円	
前年度		8億6,692万円	
差引		4,843万円	
本年度の 財源内訳	国	7,688万円	
	県	3,150万円	
	その他	59万円	
	市費	8億638万円	
		<b>2 ヨコハマ・パラトリエンナーレ準備事業 100万円</b> 平成29年度に開催予定の第2回ヨコハマ・パラトリエンナーレに向けて、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業を実施します。 実施内容 ワークショップ及び研修会等 2回 <b>3 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの 管理運営</b> <b>9億935万円</b> 障害者スポーツ・文化・レクリエーション振興の中核的な拠点施設として、障害者スポーツ文化センターの管理運営、スポーツ振興事業、文化振興事業及び聴覚障害者情報提供施設事業を指定管理により実施します。 指定管理者：(社福)横浜市リハビリテーション事業団 指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	

24	障害者施設 整備事業	事業内容 <b>1 障害者施設整備事業 14億1,855万円</b> 障害者が地域において自立した日常生活を送るため、必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、引き続き建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。	
本年度	14億6,798万円	(1) 障害者施設整備（建設） 1か所 ・多機能型拠点（瀬谷区） <b>あんしん</b> 建設…28年度完了予定（29年度開所予定）	
前年度	14億1,983万円	(2) 障害者施設耐震対策（建設） 2か所 ・保土ヶ谷区、旭区…28年度完了予定	
差引	4,815万円	(3) 改修 1か所 大規模修繕（神奈川区）	
本年度の 財源内訳	国	3,257万円	<b>2 障害者地域活動ホーム整備事業 4,943万円</b> 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
	県	—	
	その他	18万円	
	市費	14億3,523万円	

25	重度障害者 医療費助成事業 ・更生医療事業	事業内容 <b>1 重度障害者医療費助成事業 105億5,932万円</b> 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。	
本年度	156億5,424万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く）	
前年度	155億8,326万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,389人 イ 国民健康保険加入者 20,138人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,426人 計 56,953人	
差引	7,098万円	<b>2 更生医療給付事業 50億9,492万円</b> 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。	
本年度の 財源内訳	国	25億4,523万円	(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,851人
	県	45億4,612万円	
	その他	20億9,254万円	
	市費	64億7,035万円	

26	こころの健康対策		<b>事業内容</b> <b>1 自殺対策事業【中期】 3,036万円</b> 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発を行うとともに、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)の養成研修等の人材育成を行います。また、地域特性に合わせた区取組の充実や、区局による全庁的な取組を推進します。 (2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 (3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	本 年 度	3,936万円	
	前 年 度	3,555万円	
	差 引	381万円	
本年度の財源内訳	国	483万円	<b>2 依存症対策事業〈新規〉 900万円</b> <u>国のアルコール健康障害対策の基本計画の策定を踏まえ、アルコールやその他の依存症に関する普及啓発を行うとともに、依存症の治療・回復プログラムについて検討します。</u>
	県	1,512万円	
	その他	5万円	
	市 費	1,936万円	

27	精神科救急医療対策事業		<b>事業内容</b> <b>1 精神科救急医療対策事業 2億8,451万円</b> 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の体制確保を行い、夜間休日も含め精神科救急受入体制を整備します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	本 年 度	2億8,820万円	
	前 年 度	2億7,391万円	
	差 引	1,429万円	
本年度の財源内訳	国	4,260万円	<b>2 精神科救急協力病院保護室整備事業</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> <b>369万円</b> 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	県	—	
	その他	22万円	
	市 費	2億4,538万円	

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

28	生活保護・生活困窮者自立支援事業		<b>事業内容</b> 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。
本年度	1,291億3,106万円		<b>1 生活保護費（法定分） 1,282億6,260万円</b> 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。 (1) 被保護世帯 53,610世帯（27年9月 53,167世帯） (2) 被保護人員 71,100人（27年9月 70,964人）
前年度	1,291億429万円		
差引	2,677万円		
本年度の財源内訳	国	949億8,044万円	
	県	—	
	その他	26億7,859万円	
	市費	314億7,203万円	
			<b>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】〈拡充〉 4億7,739万円</b> <u>(1) 就労支援事業〈拡充〉</u> ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供や、区役所内に設置されたハローワーク窓口であるジョブスポットと連携するなどして求職活動の支援を行い、自立を促します。 ・就労支援専門員配置数：68人（前年度：67人） イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区生活支援課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。
			(2) 就労準備支援事業 すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。
			(3) 教育支援事業 教育支援専門員を各区に配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対する高校進学に関する情報提供や意欲喚起、高校進学後の定着支援等を実施します。
			(4) 年金相談事業等 被保護者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行います。
			<b>3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 3億9,107万円</b> 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、就労に向けた訓練や家計管理など、様々な面から自立に向けた相談支援を実施します。
			(1) 自立相談支援事業・住居確保給付金の支給 各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットと連携した就労支援などを行います。また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給し、住まいの確保を通じて求職活動を支援します。
			(2) 就労準備支援事業、家計相談支援事業等 相談者の状況に応じた、きめ細やかな支援を行います。
			<u>(3) 寄り添い型学習支援事業〈拡充〉</u> 将来の自立に向け、高校進学を希望する中学生に対する学習支援を、新たに5区で実施し全区に拡大するほか、既に実施している区での受入人数の増などを行います。 ・学習支援事業実施区：18区（前年度：13区）

29	援護対策事業		<b>事業内容</b> 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	16億6,185万円		<b>1 寿地区対策 1億7,061万円</b> (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	18億7,635万円		<b>2 寿町総合労働福祉会館の再整備 2億1,060万円</b> 実施設計を進めるとともに、既存会館の解体工事を行います。また、工事期間中は仮施設で一部機能を継続します。本事業は、30年度の竣工までの間、新築工事等工程により、各年度の事業費が増減します。
差引	△2億1,450万円		
本年度の財源内訳	国	9億1,455万円	<b>3 ホームレス等自立支援事業 4億1,283万円</b> 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。
	県	—	
	その他	1億6,741万円	
	市費	5億7,989万円	
			<b>4 中国残留邦人等援護対策事業 8億6,781万円</b> 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は減少傾向にあります。

30	臨時福祉給付金等給付事業		<b>事業内容</b> <b>1 臨時福祉給付金 24億5,910万円</b> 消費税率引上げによる低所得者への影響を緩和するための「臨時福祉給付金」を平成28年度の市民税が課税されていない方へ給付します。 (1) 臨時福祉給付金 15億4,500万円 対象者及び給付額：51.5万人、1人3千円 (2) 事務費 9億1,410万円
本年度	36億5,910万円		<b>2 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）〈新規〉 12億円</b> <u>賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への配慮のため、臨時福祉給付金の対象者のうち、障害・遺族基礎年金を受給している方へ給付します。（下記「高齢者向け給付金」の給付対象者は除く。）</u> <u>対象者及び給付額：4万人、1人3万円</u>
前年度	40億581万円		
差引	△3億4,671万円		
本年度の財源内訳	国	36億5,910万円	○関連事業 高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）（平成27年度2月補正） 賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への配慮のため、平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方へ給付します。 1 対象者及び給付額：25.5万人、1人3万円 2 補正予算計上額：83億6,244万円
	県	—	
	その他	—	
	市費	—	

31	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		<b>事業内容</b> <b>1 小児医療費助成事業 91億4,102万円</b> 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。  対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学3年生（入・通院） 240,708人 (2) 小学4年生～中学卒業（入院） 1,238件  ※29年4月から対象拡大、持続可能な制度に向けた一部自己負担金導入の検討に着手します。  ・通院、入院医療費に係る自己負担助成経費等 90億7,102万円 ・通院医療費助成に係る拡大準備経費 7,000万円  <b>2 ひとり親家庭等医療費助成事業 17億2,840万円</b> ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。  (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 43,497人
	本 年 度	108億6,942万円	
	前 年 度	97億9,618万円	
	差 引	10億7,324万円	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	25億4,373万円	
	その他	1億8,974万円	
	市 費	81億3,595万円	

32	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		<b>事業内容</b> 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同して運営します。 <b>1 対象者</b> ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方 <b>2 被保険者数</b> 404,026人（前年度：391,205人） <b>3 自己負担</b> 外来・入院ともに原則定率1割負担 （現役並み所得者は定率3割負担） ※ 所得に応じた月額限度額あり <b>4 保険料（広域連合試算値）</b> (1) 保険料率（2年毎に広域連合が決定） 均等割額 43,429円（26・27年度：42,580円） 所得割率 8.66%（26・27年度：8.30%） 賦課限度額（年間）57万円 (2) 低所得者の保険料負担軽減の拡充 ※政令改正 所得基準額を変更し、均等割額の軽減対象を拡充
	本 年 度	715億8,372万円	
	前 年 度	670億6,072万円	
	差 引	45億2,300万円	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	保険料等	394億4,052万円	
	市 費	321億4,320万円	

均等割額 の軽減	所得合計（例：夫婦世帯）	
	現行	改正後
5割軽減	33万円超～85万円以下	33万円超～86万円以下
2割軽減	85万円超～127万円以下	86万円超～129万円以下

※8.5割・9割軽減の所得基準額については変更なし。

33	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)		<b>事業内容</b> 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。																																																	
	本年度	4,037億4,945万円	<b>1 被保険者数</b> ：840,290人（前年度：883,500人） <b>世帯数</b> ：531,686世帯（前年度：549,900世帯）																																																	
	前年度	4,120億2,512万円	<b>2 医療費適正化対策〈拡充〉</b> (1) 特定健康診査・保健指導（対象者：641,982人） 生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図ります。 <u>(2) データヘルス計画作成〈新規〉</u> 被保険者の健康増進を図るため、健診・レセプト等の分析により、効果的かつ効率的な保健事業の実施に向けた計画を作成します。 <u>(3) レセプト2次点検業務委託〈拡充〉</u> 電子レセプトの普及に伴い、新たにコンピュータ自動点検システムを活用して、効果的かつ効率的な2次点検を実施し、医療費の適正化を図ります。																																																	
	差引	△82億7,567万円	<b>3 保険料〈拡充〉</b> (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ 市費繰入項目：保険料対象費用額（医療給付費分・後期支援金分）の5.5%																																																	
本年度の財源内訳	国	715億6,021万円	(2) 保険料賦課限度額 ※政令改正 ・医療給付費分：54万円（前年度：52万円） ・後期支援金分：19万円（前年度：17万円） ・介護納付金分：16万円（前年度同） (3) 低所得者の保険料負担軽減の拡充 ※政令改正 所得基準額を変更し、均等割額の軽減対象を拡充します。 ア 5割軽減の所得基準額（世帯合計） 33万円＋26.5万円（前年度：26万円）×世帯の被保険者数 イ 2割軽減の所得基準額（世帯合計） 33万円＋48万円（前年度：47万円）×世帯の被保険者数 〈保険料率の比較〉 ※28年度は見込み料率																																																	
	県	189億2,890万円																																																		
	その他	2,809億394万円																																																		
	市費	323億5,640万円																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減</th> <th colspan="2">所得合計（例：3人世帯）</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円超～ 111万円以下</td> <td>33万円超～ 112.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>111万円超～ 174万円以下</td> <td>112.5万円超～ 177万円以下</td> </tr> </tbody> </table> ※7割軽減の所得基準額については変更なし		軽減	所得合計（例：3人世帯）		現行	改正後	5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 112.5万円以下	2割	111万円超～ 174万円以下	112.5万円超～ 177万円以下																																					
軽減	所得合計（例：3人世帯）																																																			
	現行	改正後																																																		
5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 112.5万円以下																																																		
2割	111万円超～ 174万円以下	112.5万円超～ 177万円以下																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">賦課割合</th> <th colspan="2">医療給付費分料率</th> <th colspan="2">後期支援金分料率</th> <th colspan="2">介護納付金分料率</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>31,740円</td> <td>6.43%</td> <td>10,170円</td> <td>2.02%</td> <td>12,170円</td> <td>2.03%</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>31,040円</td> <td>6.29%</td> <td>10,270円</td> <td>2.09%</td> <td>12,440円</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>33,780円</td> <td>7.51%</td> <td>10,640円</td> <td>2.37%</td> <td>14,060円</td> <td>2.67%</td> </tr> </tbody> </table> (28年度予算における1人あたり平均保険料額) 121,309円（27年度：120,679円・26年度：130,648円） ※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計							賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	28年度	40%	60%	31,740円	6.43%	10,170円	2.02%	12,170円	2.03%	27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%	26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%
	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率																																													
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割																																												
28年度	40%	60%	31,740円	6.43%	10,170円	2.02%	12,170円	2.03%																																												
27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%																																												
26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%																																												
			<b>(4) 年金からの特別徴収〈新規〉</b> 世帯主が年金を受給している65歳～74歳未満で構成される世帯等、一定の要件に該当する方について、28年10月より年金から保険料を差し引く特別徴収を実施します。																																																	
			<b>(5) ペイジー口座振替受付サービス〈新規〉</b> 専用端末にキャッシュカードを読み込ませることで、区窓口で口座振替手続が完了するサービスを導入し、市民の利便性を高めるとともに、事務処理軽減を図ります。																																																	

# V 健康で安全・安心な暮らしの支援

34	370万市民の健康づくりの推進		<b>事業内容</b> 「第2期健康横浜21」を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。
本 年 度	5億1,500万円		<b>1 健康横浜21推進事業【中期】 9,306万円</b> 第2期健康横浜21計画に掲げる、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらにはがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。
前 年 度	4億2,638万円		
差 引	8,862万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	2,798万円	
	県	882万円	
	その他	5,081万円	
	市 費	4億2,739万円	
医療局予算 55万円含む			<b>2 よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉 4,016万円</b> 市民の健康行動を誘発する魅力あるプロモーションや、企業と連携し、市民や従業員の健康づくりを後押しする取組、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。
(5) 企業と協働した市民の健康づくりの社会環境の整備 <b>〈拡充〉</b> <b>健康経営企業百選の創設〈新規〉【基金】</b>			<b>3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】〈拡充〉 3億7,854万円</b> 市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。
(6) 社会参加やつながりを通じた健康づくりの普及・啓発 (7) 健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの展開 (8) ヘルスデータを活用した効果的な健康づくり事業の推進			
<b>(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</b> 40歳以上の市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施し、新たに8万5千人の参加者を募集します。 また、働く世代の参加を促進するため、 <u>事業所参加の取組を進めるほか、ウェブ申込の受付を開始し、より広い参加者層に向けて「歩くムーブメント」を推進します。</u>			
(2) よこはま健康スタンプラリー事業 子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。			
(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲〉			<b>4 食育の推進【中期】 324万円</b> 第2期横浜市食育推進計画（平成28年度～32年度）を広く市民に普及するため、関係区局、企業・団体と連携して周知に努めていきます。また、第2期計画を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」、「市民の食育活動との協働」、「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、実践するための環境づくりや、市民及び企業・団体の支援を行っていきます。

35	がん検診事業	
本年度	42億8,381万円	
前年度	40億5,038万円	
差引	2億3,343万円	
本年度の財源内訳	国	4,258万円
	県	—
	その他	194万円
	市費	42億3,929万円

## 事業内容

### 1 各種がん検診の実施【中期】 38億403万円

がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。また肺がん検診は受診者増に対応するため、読影機器を増設することにより、検診体制を強化します。

(胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)

区分	対象	28年度	27年度
胃がん検診(X線)	40歳以上 (年度に1回)	55,500人	59,000人
胃がん検診(内視鏡)	50歳以上 (2年度に1回)	10,000人	6,000人 (モデル事業)
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	77,000人	65,000人
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	115,000人
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	70,000人
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	165,000人	145,000人
PSA検査(前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	66,000人
計		585,500人	526,000人

### 2 内視鏡検査による胃がん検診の本格実施〈新規〉 1億7,321万円

エックス線検査による胃がん検診実施医療機関が減少していることから、受診機会の拡充を図るため、内視鏡検査による胃がん検診を実施します。国が実施する「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告を踏まえ、27年度まで2年間、モデル事業としていた事業を本格実施します。

### 3 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化〈新規〉 2,185万円

妊婦は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。

### 4 受診勧奨通知等の個別送付 2億8,472万円

#### (1) きめ細やかな受診勧奨

罹患率の高い世代(60歳代)の方や21歳から60歳の方へ、がん検診台帳システムを活用したきめ細やかな受診勧奨通知を個別に送付し、受診率の向上を図ります。

#### (2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付

子宮頸がん検診の対象となる年齢(20歳)及び乳がん検診の対象となる年齢(40歳)の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。

〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、乳がん 約3万人

#### (3) 精密検査未受診者への受診勧奨

がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。

36	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	94億5,938万円	
前 年 度	89億1,419万円	
差 引	5 億4,519万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	3,053万円
	県	1,767万円
	その他	1 万円
	市 費	94億1,117万円

### 事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。

#### 1 子どものための予防接種事業 74億2,614万円

四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。

ワクチン種類	対象者	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回
B C G	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期	1歳
	2期	5歳～7歳未満※1
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回
日本脳炎※2	1期	生後6か月～7歳半未満
	2期	9歳～13歳未満
二種混合	11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回

※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで

※2 接種が完了していない方の内、生年月日が平成8年4月2日から19年4月1日の間は、20歳未満まで、平成19年4月2日から平成21年10月1日までの方は2期の接種期間中に1期の未接種分を接種可能

※3 平成25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え

#### 2 高齢者のための予防接種事業

19億2,854万円

##### (1) 肺炎球菌ワクチン

5億767万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：3,000円)

ワクチン種類	対象者(28年度に迎える年齢)	接種回数
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳	1回

##### (2) 季節性インフルエンザワクチン

14億2,087万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

〈ワクチンの改良による単価増に伴い、平成27年度までの自己負担額2,000円から2,300円に変更〉

#### 3 風しん対策事業

1億470万円

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査費用の助成を実施します。

37	感染症・食中毒 対策事業等		<b>事業内容</b> 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	6億6,213万円		<b>1 感染症・食中毒対策事業 2,959万円</b> 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	11億6,271万円		
差引	△5億58万円		
本年度の財源内訳	国	1億9,081万円	
	県	33万円	
	その他	370万円	
	市費	4億6,729万円	
<b>5 衛生研究所運営事業 2億2,710万円</b>			<b>2 感染症発生動向調査事業 5,010万円</b> デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。
<b>(1) 管理事業</b> 衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。			
<b>(2) 試験検査事業</b> 保健所等から持ち込まれる検体（インフルエンザやノロウイルスなど）の試験検査を実施します。			
<b>(3) 試験検査機器維持整備事業</b> (2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。			
<b>(4) 調査研究・研修指導事業</b> 日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。 また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。			
<b>(5) 感染症・疫学情報提供等事業</b> 市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。 また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。			
<b>(6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）（再掲）</b> 各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。			

38	新型インフルエンザ 対 策 事 業	<b>事業内容</b> 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。	
本 年 度	7,885万円	<b>1 医療体制の確保等 7,835万円</b> (1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。 (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。 (3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。 (4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。	
前 年 度	7,958万円		
差 引	△73万円		
本年度の 財源内訳	国	20万円	<b>2 市民啓発の推進 50万円</b> 市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	7,865万円	

39	医療安全の推進	<b>事業内容</b> <b>1 医療安全支援センター事業 1,042万円</b> (1) 医療安全相談窓口の運営 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。 (2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会、安全管理者会議を開催します。また、市民向け啓発を行います。	
本 年 度	6,571万円	<b>2 薬務事業 1,118万円</b> (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。 (2) 薬物乱用防止啓発等 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。 (3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。	
前 年 度	4,954万円		
差 引	1,617万円		
本年度の 財源内訳	国	—	<b>3 医療指導事業 4,411万円</b> 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や診療所及び医療法人等への許認可業務を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。
	県	—	
	その他	2,741万円	
	市 費	3,830万円	

40	食の安全確保事業		<b>事業内容</b> 食品関係施設への監視指導や検査により、食中毒や違反食品の流通を防止し、食の安全を確保します。
本年度	2億7,856万円		<b>1 食品衛生監視指導等事業 4,709万円</b> 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前年度	2億9,014万円		<b>2 食の安全強化対策事業 7,639万円</b> ノロウイルス等による食中毒を防止し、残留農薬、アレルギー物質、カビ毒等による危害を防止するため監視指導や検査を実施して、違反食品を排除します。
差 引	△1,158万円		<b>3 食品の放射性物質検査事業 1,971万円</b> 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	254万円	<b>4 食品の適正表示推進事業〈新規〉 333万円</b> <u>第四次地方分権一括法により、食品表示法のうち、食品の原産地や原材料等の表示に関する事務が本市に移譲されるため、適正表示を推進します。</u>
	県	—	
	その他	2億1,575万円	
	市 費	6,027万円	
			<b>5 市場衛生検査所運営事業 1億3,204万円</b> 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。

41	快適な生活環境の確保事業		<b>事業内容</b> 環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可についても厳格な審査を行います。
本年度	7,414万円		<b>1 環境衛生監視指導等事業 5,760万円</b> ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や水質検査等を実施します。 また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い、墓地の許可事務を適切に実施します。
前年度	7,521万円		<b>2 建築物衛生、居住衛生等対策事業 1,249万円</b> レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理について、施設管理者等への指導を行います。また、レジオネラ症患者発生時に利用施設等の調査や改善指導を行います。
差 引	△107万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,056万円	
	市 費	6,358万円	
			<b>3 災害時生活用水確保事業 405万円</b> 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。

42	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育の啓発、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防に取り組み、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指します。 <b>1 動物愛護センター運営事業 3,427万円</b> 動物行政の拠点として適正で効率的な施設運営、維持管理を図るとともに、動物愛護をきっかけとした市民活動を支援する交流の場として活用を図ります。 <b>2 動物愛護普及啓発事業 3,827万円</b> 適正飼育の普及啓発事業を実施します。また、猫の不妊去勢手術及び犬猫のマイクロチップ装着推進のために費用の一部を助成します。 <b>3 動物保護管理事業 6,855万円</b> 市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、飼い主が不明の犬・猫及び傷病動物の保護収容業務等を行います。保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。 <b>4 狂犬病予防事業 5,543万円</b> 犬の登録率と注射の接種率の向上のため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票の交付を市内動物病院等に委託するほか、集合注射会場の開設、未注射の犬の飼い主への接種勧奨を行います。 <b>5 動物愛護センター整備事業 3,397万円</b> 動物愛護センターの周辺環境を整備します。
本年度	2億3,049万円		
前年度	2億4,729万円		
差引	△1,680万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億3,232万円	
	市費	9,817万円	

43	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 <b>1 公害健康被害者対策事業(一般会計) 5億9,872万円</b> 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 <b>2 石綿健康被害対策事業(一般会計) 977万円</b> 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 <b>3 公害被害者救済事業費会計 3,966万円</b> 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本年度	6億4,815万円		
前年度	6億9,837万円		
差引	△5,022万円		
本年度の財源内訳	国	3,313万円	
	県	—	
	その他	6億152万円	
	市費	1,350万円	

44	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)	<b>事業内容</b> <b>1 斎場運営事業 16億3,615万円</b> 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。 <b>2 民営斎場使用料補助事業 2,884万円</b> 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 <b>3 墓地霊堂事業 3億4,324万円</b> 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、 <u>未使用区画の再募集(三ツ沢墓地)</u> を行います。 <b>4 メモリアルグリーン事業 9,800万円</b> メモリアルグリーンの管理運営を行います。 <b>5 市営墓地整備事業【中期】 7億8,200万円</b> (1) 日野公園墓地納骨堂整備 6億5,200万円 建築工事等 (2) 舞岡リサーチパーク跡地墓園 1億3,000万円 整備基本設計、地質調査等 <b>6 災害時用資機材確保事業 480万円</b> 大規模災害による多数遺体の発生に備えるため、各区遺体安置所指定施設に必要な資機材を確保します。 <b>7 市営墓地危険箇所対策事業〈新規〉 2,000万円</b> <u>市営墓地において、台風によるがけ崩れ等の被害を防止するため、危険箇所の安全対策を推進します。</u>	
本 年 度	29億1,303万円		
前 年 度	21億6,064万円		
差 引	7億5,239万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	12億3,527万円	
	市 費	16億7,776万円	

### 横浜市社会福祉協議会に対する損失補償の設定

民間社会福祉施設の整備に必要な資金について、横浜市社会福祉協議会が金融機関から資金を調達し、施設整備を行う法人に貸付を行っています。金融機関からの借入に際して必要となる損失補償を行います。

28年度変更後額：198億4,200万円（27年度設定額：204億2,500万円）

変更後の期間：平成28年度から平成53年度まで

#### 1 団体の概要

<事業目的> 地域住民の参加を促進し、社会福祉事業の健全な発達及び福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

<設 立> 昭和28年2月5日（会長 佐々木寛志）

<基 本 金> 300万円（市出資額0円）

#### 2 借入資金の用途

民間の社会福祉施設整備に必要な資金の融資のため

(1) 社会福祉事業振興資金（平成26年度をもって募集終了）

(2) 民間社会福祉施設特定資金（平成21年度をもって募集終了）

#### 3 損失補償を行う特別な理由・必要性

社会福祉施設の整備にあたり社会福祉法人が借入れを行う際に、事業の性質上、金融機関が抵当権を設定することが難しいことから、本市の損失補償が必要です。

#### 4 対象債務の返済の見通しとその確実性

介護保険収入、補助金収入等、安定した収入があり返済を見込める施設整備について融資しています。

# 外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	28年度	27年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	70,000	69,598	402	① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設設の管理・診療所の運営等
	委託料	42,199	41,508	691	① 寿生活館の管理
	計	112,199	111,106	1,093	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,435,955	4,885,297	△ 449,342	
	委託料	1,494,669	1,471,230	23,439	
	計	5,930,624	6,356,527	△ 425,903	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,451,838	1,462,095	△ 10,257	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,158,026	1,163,617	△ 5,591	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,609,864	2,625,712	△ 15,848	
障害者支援センター	補助金	2,984,117	3,423,202	△ 439,085	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	336,643	307,613	29,030	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,320,760	3,730,815	△ 410,055	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,671,984	2,634,644	37,340	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,671,984	2,634,644	37,340	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	4,234	5,814	△ 1,580	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	930,604	928,986	1,618	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援 ④ 認知症疾患医療センターの運営
	計	934,838	934,800	38	
合 計		9,649,645	10,037,077	△ 387,432	





HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし